

180日を超える入院に関わる特別料金

1日 1,650 円

長期入院(180日を超える入院)をされている患者さんの入院基本料の一部(入院料として算定される15%相当額)を通常の一部負担金額に加えて請求させていただきます。ただし、患者さんが厚生労働省が別に定める状態にあるときには適用されません。

なお、これにより患者さんの負担金額は増えますが、病院自体の収入には変わりありません。

ご不明な点につきましては、お気軽に医事にお問い合わせ下さい。